二九六　債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の口上書の交換に関する件　一八　七

二九七　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件　一九　二

二九八　返納を命じた旅券を無効とする件　一九　二

二九九　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件の一部を改正する件　一九　八

三〇〇　ソロモン諸島政府に対する贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件　二三　二

三〇一　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　二四　一

三〇二　外国公文書の認証を不要とする条約へのパキスタン・イスラム共和国及びセネガル共和国の加入に関する件　二九　四

三〇三　在外教育施設に対する支援に係る指定等に関する規程　二九　四

三〇四　円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　四

○財　務　省

二〇一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三〇　五

二〇二―二〇六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五　三二

二〇七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　五　三二

二〇八―二〇九　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　五　三四

二一〇―二一七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　五　三四

二一八　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　一〇

二一九―二二一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　一六

二二二　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二六　五

二二三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　五

○財務省、農林水産省

一五　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　二

一六　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　三

一七　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　三

○国　税　庁

一八　国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件　一五　二

○文部科学省

一〇六　大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示　三　四

一〇七　令和五年度の私立の大学の学部の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間に関する告示　三　四

一〇八　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　三　四

一〇九　学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示　一五　一一

一一〇　学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示　一八〇　四

一一一　在外教育施設における教育の振興に関する法律第二条第二項第一号の規定に基づき、学校に相当するものとして文部科学大臣が告示する教育施設を定める件　一八〇　七

一一二　在外教育施設の指定を解除した件　二九　八

一一三　在外教育施設の認定等に関する規程の一部を改正する告示　二九　八

一一四　スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第七条第一項の規定に基づき文部科学大臣が定める数を定める件の一部を改正する件　二九　五

一一五　公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の全部を改正する件　一八五　三一

一一六　構造改革特別区域法第十四条第一項の認定に係る職業能力開発短期大学校が行う特定高度職業訓練の基準　一八七　一五

○文　化　庁

二四五―二五〇　著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件　一八七　一四

○厚生労働省

二四六　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第一条第一項第二号ロの厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示　一七五　一二

二四七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　一七五　一二

二四八　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　一七三　三三